

7 消安第 7745 号
令和 8 年 3 月 25 日

食品安全委員会

委員長 祖父江 友孝 殿

農林水産大臣 鈴木 憲和

食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号に規定する食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて（照会）

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、農林水産大臣が貴委員会に意見を求めるに当たり、下記事項については、同項ただし書に規定する同法第 11 条第 1 項第 1 号に規定する食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると解してよいか。

記

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 51 年農林省令第 35 号）別表第 2 の 6 及び 8 について、別紙の改正を行うこと



食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号に規定する食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて（飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 51 年農林省令第 35 号）別表第 2 の 6 及び 8 の改正）

1. 現行制度の概要

- (1) 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）第 3 条第 1 項では、農林水産大臣は、飼料又は飼料添加物の成分規格等を定めることができるとされており、当該成分規格等については、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 51 年農林省令第 35 号。以下「成分規格等省令」という。）において定められている。
- (2) 成分規格等省令別表第 2 の 6 においては、飼料添加物一般の試験法が定められている。
- (3) 成分規格等省令別表第 2 の 8 においては、各飼料添加物の規格及び基準が定められている。

2. 改正の趣旨

- (1) アルギン酸ナトリウムは、褐藻類から抽出される多糖類であり、家畜用飼料に配合することにより、粘結剤としての効果が期待される。国内では、昭和 60 年に、全家畜を対象として「飼料の品質の低下の防止」の用途に供する飼料添加物として指定されている。海外では、EU、米国等で広く使用されている。
- (2) 今般、事業者から、アルギン酸ナトリウムの規格及び基準に含まれる強熱残分の規格について、現在は現物を測定した値を採用するところ、測定値を乾燥物換算した値を採用することとする改正の要望があった。

3. 改正の概要

- (1) アルギン酸ナトリウムの規格及び基準における強熱残分の値について、乾燥物換算した値を採用するため、成分規格等省令別表第 2 の 8（1）を改正する。

アルギン酸ナトリウムの成分規格に定める「強熱残分」は、アルギン酸ナトリウムに含まれるナトリウム等の無機物の量を推定する値として、成分規格等省令別表第 2 の 8（1）において 33～37%と規定されている。同時に、アルギン酸ナトリウムに含まれる水分等の量に関する値である「乾燥減量」

が15%以下と規定されている。現行のアルギン酸ナトリウムの成分規格において、強熱残分は、現物測定値を採用することとされているが、これを乾燥物換算した値を採用するよう改正した場合、含まれる水分等の量による影響を受けずに規定できることとなる。しかし乾燥減量並びにその他の規格及び基準については改正を行わないことから、今回の改正により乾燥物換算により強熱残分を規定する場合であっても、上述の水分等の量の他に、使用可能であるアルギン酸ナトリウムの品質に変化を生じる要素がない。今回の改正はアルギン酸ナトリウムの品質を確保するために定められた規格に係る改正であり、今回の改正により流通可能となったアルギン酸ナトリウムが家畜等に給与されたとしても、家畜等による実質のアルギン酸ナトリウム摂取量が増えるものではなく、家畜等へのばく露量の変化もない。今回の改正により強熱残分以外の規定を変えることはないことから、流通している飼料添加物に実質の変化はなく、対象動物への有効性、安全性等に影響はない。

- (2) (1) の改正に伴い、成分規格等省令別表第2の6(9)における強熱残分の試験法の規定を改正し、乾燥物換算した値で強熱残分を規定する方法を定義する。

4. 今後の方針

食品安全委員会からの食品健康影響評価の結果を得た後、成分規格等省令の改正等必要な手続を進める。